

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 援護

(1) 概要

先の大戦の我が国に与えた影響は今なお大きく、現在、戦没者の遺族は200万人を超え、戦傷病者は約15万人おり、更に120万柱にのぼる海外未収集遺骨が残されている。

援護行政は、戦傷病者及び戦没者遺族の援護を中心とし、海外における戦没者の遺骨の収集や慰霊巡拝・慰霊碑の建設等の事業、未帰還者の調査、中国残留日本人孤児の肉親捜し及び日本社会への定着自立促進、全国戦没者追悼式の実施、引揚者に対する援護、軍人恩給の進達、叙位叙魚に関する業務等を行っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 援護

(2) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

① 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

対 象 者	障 害 給 付		遺 族 給 付	
	軍人(恩給該当者を除く。)軍属(旧軍の有給雇傭人等)及び準軍属(被徴用者、動員学徒、国民義勇隊の隊員、戦闘参加者等)で公務傷病又は勤務に関連する傷病により第5款症以上の障害を有する者及び死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母等の遺族(弔慰金にあっては、兄弟姉妹及びこれ以外の三親等以内の親族も対象者とする。)			
援 護 の 内 容	障害年金	5,467人	遺族年金	67,580人
	公務傷病 7,590,500円(特別項症) ～750,000円(第5款症)		(軍人軍属の遺族) (先順位者64,142人) (後順位者 3,438人)	
	勤務関連傷病 5,785,800円(特別項症) ～579,500円(第5款症)		遺族給与金	30,588人
	扶養親族加給 168,000円(配偶者) 54,000円(配偶者以外の扶養親族 3人目以降は12,000円)		(準軍属の遺族) (先順位者28,072人) (後順位者 2,516人)	
	特別加給 270,000円(特別項症) 210,000円(第1項症及び第2項症)		公務死亡	1,511,000円(先順位者) 54,000円(後順位者)
			勤務関連死亡	1,196,000円(先順位者) 42,000円(後順位者)
			弔慰金	2,078,304人(累計)
			額面5万円、年6分の利付、10年償還の国債	
	障害一時金	668人(累計)		
	第1款症以下の障害を有する者について選択により支給			

(注) 1. 金額は昭和61年7月からのものである。
2. 受給人員は昭和61年3月31日現在

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 援護

(2) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

2) 戦傷病者特別援護法による援護

② 戦傷病者特別援護法による援護

対 象 者	軍人軍属及び準軍属で公務又は勤務に関連する傷病により第5 款症(軍人については第4目症)以上の障害を有する者として、 または、公務又は勤務に関連する傷病について厚生大臣が療養の 必要があると認めた者として戦傷病者手帳の交付を受けたもの	151,015人
援 護 の 内 容	1 療養の必要があると認定した者に対する療養の給付	6,914人
	2 長期入院患者に対する療養手当(月額23,000円)の支給	59人
	3 療養の給付を受けている者が死亡した場合の、その遺族に対 する葬祭費(113,000円)の支給	162件
	4 更生するため医療の必要があると認定した者に対する更生医 療の給付	
	5 補装具の支給及び修理	5,529件
	6 国立保養所への収容	2人
	7 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道又は連絡船を 利用する場合の無賃乗車船の取扱い	122,741人

戦傷病者相談員が、戦傷病者の福祉の増進を図るため厚生大臣の委託を受けて戦傷病者の更生等について戦傷病者の相談相手となり、必要な指導等を行う。

940人

- (注) 1. 受給人員等は昭和61年4月1日現在、ただし、「援護の内容」の3、5、7は昭和60年度のものである。
2. 「援護の内容」の7の数字は引換証交付者数である。
3. 金額は昭和61年4月1日現在

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 援護

(3) 特別給付金等

(3) 特別給付金等

種別	対象	給 付						
戦没者等の妻に対する特別給付金	妻	20万円(10年償還, 国債) 昭和38年に措置 支給件数 419,541人	⇒	60万円(10年償還, 国債, 継続) 昭和48年に措置 支給件数 386,605人	⇒	120万円(10年償還, 国債, 再継続) 昭和58年に措置 支給件数 334,381人		
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	妻	10万円(5万円)(10年償還, 国債) 昭和41年に措置 支給件数 121,711人 (※の支給件数を含む)	⇒	30万円(15万円)(10年償還, 国債, 継続) 昭和51年に措置 支給件数 93,802人	⇒	60~33万円(30~16.5万円)(10年償還, 国債) 昭和61年に措置		
		5万円(2.5万円)(5年償還, 国債) 昭和54年に措置 支給件数 6,946人 (注) ()内の額は軽症者の妻	⇒	※10万円(5万円)(10年償還, 国債) 昭和51年に措置	⇒	30万円(15万円)(10年償還, 国債, 継続) 昭和61年に措置	⇒	5万円(5年償還, 国債) 昭和61年に措置 (平病死した戦傷病者の妻に特例給付)
戦没者の父母等に対する特別給付金	祖父母	10万円(5年償還, 国債) 昭和42年に措置 支給件数 16,636人	⇒	30万円(5年償還, 国債, 継続) 昭和48年に措置 支給件数 14,457人	⇒	60万円(5年償還, 国債, 再継続) 昭和53年に措置 支給件数 10,067人	⇒	60万円(5年償還, 国債, 再々継続) 昭和58年に措置 支給件数 6,454人
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	兄弟姉妹等	3万円(10年償還, 国債) 昭和40年に措置(終戦20周年) 支給件数 663,621人		20万円(10年償還, 国債) 昭和50年に措置(終戦30周年) 支給件数 1,007,823人		12万円(6年償還, 国債) 昭和54年に措置(終戦30周年の措置の特例的措置) 支給件数 117,397人		30万円(10年償還, 国債) 昭和60年に措置(終戦40周年) 支給件数 48,618人

(注) 支給件数は、昭和61年3月31日現在

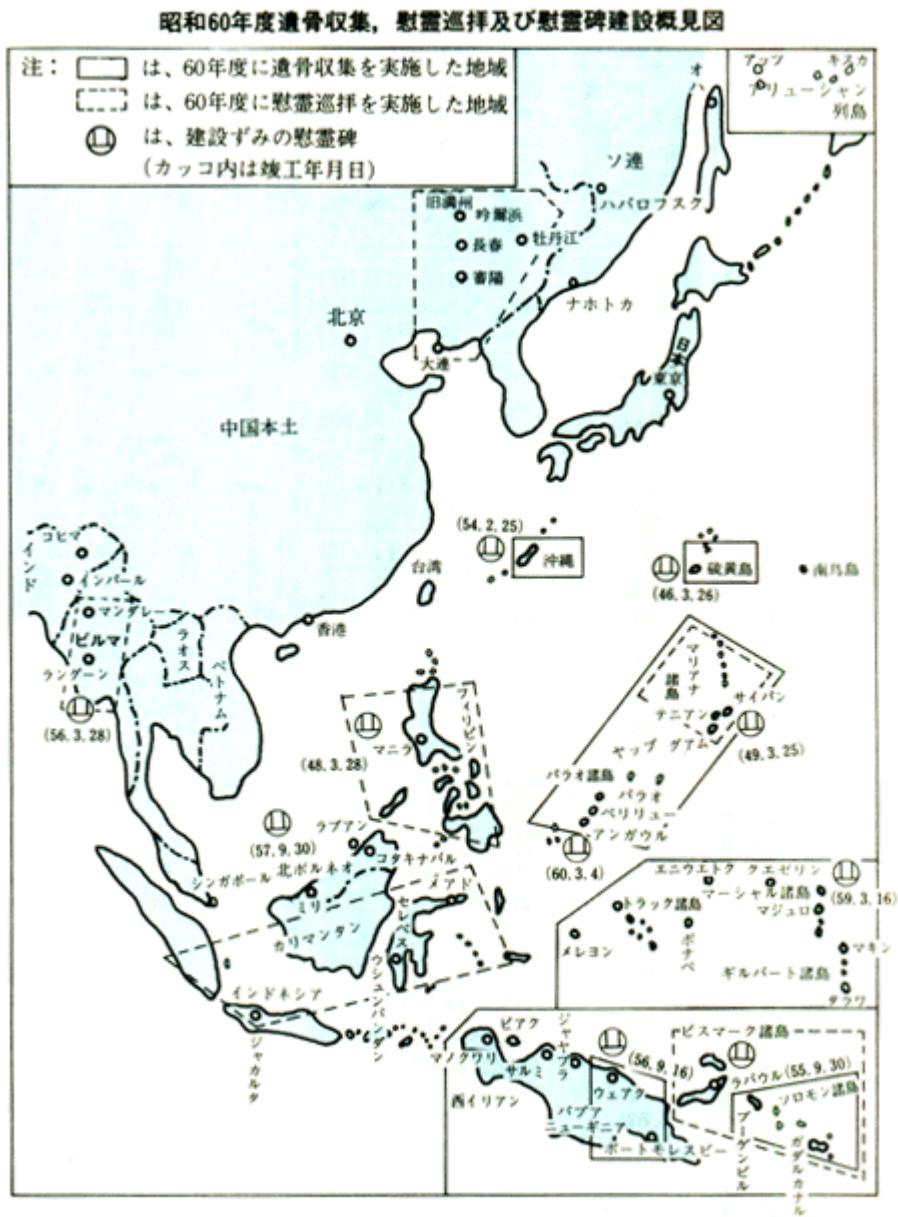
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 援護

(4) 海外戦没者遺骨収集等

昭和60年度遺骨収集、慰霊巡拝及び慰霊碑建設概見図



厚生白書(昭和61年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 援護

(5) 中国残留日本人孤児の現況

(昭和61年11月1日現在)

現在中国に残る孤児数	1,811人
身元判明	807人
訪日未判明	804人
61年度訪日予定(12月以降)	200人
既帰国者数	324人
計	2,135人

厚生省援護局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 援護

(6) 中国帰国孤児等引揚者等の援護

(昭和61年4月1日現在)

施 策 の 概 要
1. 帰国援護 ○帰国のための旅費等の支給
2. 帰国直後の定着援護 ○中国帰国孤児定着促進センターへの入所 ○帰国後の当座の生活資金として帰還手当の支給 (大人：137,600円、子供：68,800円) ○上陸時に1泊させて、各種行政機関の窓口の紹介、生活習慣の相違等のオリエンテーションの実施
3. 生活指導・相談 ○日常生活の指導、日本語習得の援助等を行い社会生活に早期に適応させるための生活指導員の各家庭及び職業訓練校への派遣
4. 住宅の援護 ○公営住宅への優先入居の措置
5. 日本語教育 ○日本語習得のための語学教材の支給 ○引揚者子女教育研究協力校の指定等
6. 就職促進 ○職業訓練校への入校 ○就職のあっせん ○訓練手当、特定求職者雇用開発助成金等の支給